

平成17年度厚生労働科学研究費補助金（食品の安心・安全確保推進研究事業）

「食品安全施策等に関する国際協調のあり方に関する研究」

分担研究報告書

国際規格採用過程における各国の対応と国際協調に関する研究

その2 Codexに対する取り組み、Codex規格の国内規格への適用等に関する実態調査

分担研究者 豊福 肇 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部主任研究官

研究要旨：我が国の今後の Codex 政策及び戦略の構築に資するため、Codexにおいて部会等のホスト国として活発に参加しているデンマーク、フランス、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ及びカナダの Codex contact point、並びに FAO, WHO 及び Codex 事務局を対象に、①方針及び戦略、②国内 Codex 委員会の活動及び country position の作成過程、③Codex 基準の国内基準への受け入れに関する考え方、④Codex Trust Fund に関する考え方、⑤FAO、WHO 及び Joint Food Standard Program に対する人的、経済的支援に関する基本的考え方について調査した。

A. 研究目的

わが国の Codex, FAO/WHO Food Standard Program への今後の参画のあり方等の検討の基礎資料を得るために、Codexにおいて部会、タスクフォースを主催している先進国7ヶ国（デンマーク、フランス、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ及びカナダ）、FAO, WHO および Codex 事務局に対し、事前に質問表を送付するとともに、直接訪問し、議論することによってそれら国々の Codex 及び FAO/WHO Food Standard Program への取り組みについて調査した。

B. 研究方法

初年度としてオランダ、フランス、デンマーク、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ及びカナダの Codex Contact Point 等、並びに WHO, FAO, Codex 事務局に対し、別紙1の質問表を事前に送付し、かつ直接訪問して議論を行った。また、これら各国の National Codex Office の website から関連情報の収集を試みた。なお、欧州各国と WHO, FAO, Codex 事務局との議論は 2005 年 6 月、オーストラリア及びニュージーランドは 2006 年 2 月、米国及びカナダとの議論は 2006 年 3 月に行われたものである。

C. 研究結果 ならびに D. 考察

C.1 国内 Codex 委員会と conutry

position の作成過程

C.1.1 オランダ

各部会の主席代表が、すべての代表団員、ステークホルダー（業界、学識経験者、消費者、NGO）からのコメント等を元に、オランダの draft position paper を作成する。この draft position paper は、各部会の直前、Ministry of Agriculture, Nature Management and Fisheries (MAFF) の調整のもとで開催される準備会合において、すべての関連するステークホルダーが参加して議論される。これは public meeting ではないが、実質的に関心のある団体の代表は参加できる。（個人は不可）。このプロセスにより統一的なオランダの position が各部会の前にアジェンダ毎に作成される。

Working documents が Rome の Codex 事務局から、また EC の文書が Brussels からの入手され次第、部会ごとに登録されている list server にメールで送られる。

Working Documents が会議直前に到着するため、pre-meeting は通常、各セッションの 3,4 日前に開催される。

その後、部会前にブラッセルの EC で、すべての EU 加盟国が参加し、議題毎の EC position を作成するための作業部会が開催される。オランダからは主席及び副代表が参加する。EC が Codex のメンバーになった後、ネゴシエーションは大変になったという。加盟国は EC position 作成に際し、通常コンセンサスに至るよう努力するが、かならずしも必要なことではない。また、EC position からどこまで譲歩できるか、妥協できるかについて、各部会開催中も毎日朝昼晩の調整が必要になる。しかし、その過程は不明確とのことである。

C.1.2 フランス

フランスの National Codex Contact Point は首相府のなかに設置されていた。主な業務は；

- 1) 部会毎に関心のあるすべての者に対し、working documents をメールで送信する。合計 250-300 人が登録されている。
- 2) 農業水産省、財務省消費者保護部、厚生省の行政担当者による調整をお膳立てする。
- 3) 各部会直前の common position を決めるための public meeting を実施。これは誰でも参加できる。
- 4) フランスの country position が決まった後、Brussels で EC position を決める会議に参加するので、Codex Contact Point は首相府に設置されている。

C.1.3 デンマーク

国内 codex 委員会の役割の 1 つは、すべての Codex の部会に出席できるわけではないので、どの部会に出席するか、優先順位を決める。CAC,CCGP, ヨーロッパ調整委員会が優先部会で、次いで水平部会である CCFL, CCFAC, CCPR, CCRVDF, CCFH, Biotech タスクフォース、その次が commodity 部会で、Milk & milk product, Fat and oil, CCFFP 等である。デンマークとしての興味は 1) 消費者の高レベルでの保護、2) デンマーク製の食品の輸出の可能性の改善、3) デンマークの食品業界を高い品質基準で支援すること、である。しかし Food Safety が最も高い優先順位であることは変わりなく、これは政権に関

係なく、常に最優先である。

各部会の直前に、各部会の主席代表が農業団体、加工業界、各種団体、消費者団体、研究機関等を準備会に招待する。準備会合は関心ある団体はどこも参加可能で、基本的に関心のある団体は排除しない。関心のある団体からのコメントは聞く。しかし準備会合は非公開で少人数の参加者が議題ごとに自由討論を行う。参加者間の意見の対立は少ない。準備会合の前に Danish Food and Veterinary Administration が position を決めておくわけではなく、参加者といっしょに議論しながら決めている。しかし、参加者からのコメントを全部採用し、部会の場で主張するわけではなく、メモはしておくが、部会で挙手するかどうかは DFVA の判断であり、必ずしも全部のコメントを聞くわけではない。また、業界等はここでの事前打ち合わせより、Brussels での EC position の打ち合わせに関心があるとのこと。

C.1.4 オーストラリア

オーストラリアは “Strategic Objectives for Australia’s interests in Codex” を作成しており、改定版は 2006 年 5 月発行予定である。

オーストラリアは 2006-2008 年の CAC の作業に参加する優先順位を次のように定めている。

1. 健全な科学の分析及び証拠に基づく Codex の基準、ガイドライン及びその他の勧告の作成を推進する。

2. 國際基準の作成及び適用においてリスク分析（リスク評価、リスク管理およびリスクコミュニケーションを含む）の活用を推進する。

3. Codex の討論の場におけるコンセンサスに基づく政策決定を支援する。

4. 他の Codex の加盟国との関係及び戦略的な同盟関係を強化及び推進する。

5. Codex と他の国際機関（たとえば、OIE, IPPC, WTO）との連携を強化及び推進する。

6. オーストラリアのステークホルダー（政府、業界及び消費者を含む）の関与の程度を改善する。

7. CCFICS の作業を強化及び推進する。

Codex Contact Point は the Australian Government Department of Agriculture, Fisheries and Forestry に置かれ、4人のフルタイムスタッフが常勤し、Codex Australia のスタッフは 勤務時間の 100% を Codex 及び関連する国際的な活動、並びに CCFICS のホスト国としての事務局活動に費やしている。

一般的に Commodity committee には業界からの inputs が大きく、水平部会は FSANZ からの inputs が大きい。

各部会の主席代表はかなりの時間を割いて、country position の作成等に当たっている。基本的に自分の仕事+アルファとして Codex documents を読み、review、country position 作成、コメント提出を行っている。

C.1.5 ニュージーランド

ニュージーランドは国際的な食品貿易における重要な存在感を示し、また食品の安全性と消費者の保護に対し強い commitment をしているので、Codex の活動はニュージーランドにとって非常に重要である。Codex における戦略的な目的は次

の 5 点；

1. Codex 規格の作成に当たり健全な科学とリスク評価を適用することを促進する。
2. Codex 規格及び勧告において公正な貿易の原則を推進する。
3. Codex のシステムを強化する。
4. Codex においてニュージーランドの関心事項を推進する。
5. ニュージーランドの position がすべての関心のある者とのコンサルテーション及びオープンなコミュニケーションに基づくものにする。

すべての Codex の文書は関心のある者に配布され、ニュージーランドの Codex contact point に送付されたコメントで NZ の関心事項を広めし、部会での議論に適切なものは NZ position 作成に当たって考慮される。また部会前にはニュージーランドの政策的な position を作成するための準備会議が開催され、すべての関係者が position 作成に貢献する機会が与えられる。準備会議の日程等は web に掲載されている。Biotech タスクフォースの準備会議は参加者が多かった。CCFL は消費者、CCFH,CCMH,CCMMP 等は業界の参加者多い。

Codex documents をそのまま転送して多くの関係者は読んでくれないので、本当はサマリーを作成すれば良いのだろうが、そんな時間的余裕はないので、draft NZ position をメールし、“これを発言したいと考えているが、賛成か？意見がある人は提出願いたい”と circulate している。

国際的な調和のためには、強い Codex が必要であり、そのために Codex evaluation を評価しており、その勧告事項

の遂行、適切な資金の手あてが必要と考える。Codex が効果的、かつ健全なプロセスにより規格等が作成されるためには、十分に準備して、適正な人を出席させること及び、何がニュージーランドにとって大切な見極めが重要である。Codex はニュージーランドにとって適切かつ、非常に関心のある活動であるので、NZ がその活動を促進したいと考えている。

C.1.6 米国

1996 年に WTO へ加盟後、Codex, IPPC, OIE の lead agency を決めなければならなくなり、当時のクリントン政権は APHIS を OIE と IPPC の、FSIS を Codex の lead Agency に指名した。

Codex contact point は一時期 Agriculture Market Service の下にあった時代もあったが、それは当時の Codex が Commodity Quality standards が主流であったためである。しかし Codex は scientific であるべきということで現在は FSIS の下にある。

米国 Codex office は 5 人体制で、Top が Dr. Edward Scarbrough、Associate Manager が Mr. Pailo Almeida、その下に 3 人配置され、各人が CCFH, CCRVDF, CC Process Fruit and Vegetable を担当している。

Codex に関する Policy ガイダンスは農務省食品安全担当次官が議長を務め、農務省、保健省、EPA、商務省、国務省、通商代表部の高官で構成される Codex Policy Committee での議論により指示される。その下に cross-cutting な技術的な問題を議論するため、Codex 技術的委員会が設置され、

米国 Codex マネージャーが議長を務め、食品安全規制及び貿易のプログラムを担当している農務省（FSIS, FNCS, GIPSA, FAS, ARS, APHIS, AMS）、保健省（CDC, FDA の CFSAN 及び CVM）、EPA、商務省 NMFS 等の職員が参加する。

米国 Codex Office はすべての米国の Codex への関与及び参加に関する計画立案、政策の作成、支援及び調整を司る office であり、その 7 つの活動は次のとおり：

1. Procedure body である CAC、執行理事会、CCGP 及び北米及び南西太平洋地域調整部会に出席する。
2. 政府職員及び一般の関心のある者に対し、Codex 及び WTO 関連の活動に関する情報を配布する focal point の機能を果たす。

Codex 文書が米国 Codex office に届くと、米国 Codex web に掲載し、さらに各部会の主席代表に送付する。主席代表は通常、文書を送付するメールリストを持っているので、そこに送り、コメントを求め、コメントを基にして Draft position を作成し、それを再度メールリストにより配信する。その約 1 週間後に public meeting が開催されるが、最終的に position を作成する判断は政府にある。

FSIS, FDA 内でそれぞれ意見調整し、さらに両 agency 間で調整した後、米国 position の draft を作成、public meeting で説明し、さらに参加者からの質問、コメントに答える。そこほか、業界、消費者、その他のステークホルダーが関係政府機関に説明を求めることがある。パターンは 1 つだけでなく、問題によって異なる。基本は open で、transparent で、参加したい人

はみんな参加できるシステムである。

なお重要な懸案事項は、policy committee まであがることもある。

3. 一般の関心のある者に対し、Codex について教育アウトリーチ活動を行い、また米国の position の支援を得るために、他の Codex 加盟国に対し接触する。
4. 一般の人々の Codex プロセスへの参加を強化し、米国政府の Codex への参加を効果的にするシステムを構築する。各部会、CAC 前には少なくとも 1 回 public meeting を開催し、また Web 情報を頻繁に更新する。
5. 米国の Codex における目的を達成するための戦略をつくる。米国 Codex 戦略計画を見直すとともに、QUADS 及びラテンアメリカの国々と各部会前に会合を開き、position の調整等を行う。
6. 関連するすべての連邦政府の機関との調整を通じ、合意した米国 position を作成する。
7. 各 Codex の部会に参加する代表団に対し、その活動のための指針及び援助を提供する（すべての Codex のセッションに米国 Codex staff が随行し、各部会で米国 代表団員内で調整を行うための会議室の確保、部会間で米国 position に齟齬がないようにアドバイスを提供する）

2002 年、業界がロビー活動したおかげで、100 万ドルの予算がつき、米国 position を広く広め、支持を広く得るような活動が行えるように予算の増額を行われた。また、米国の代表団メンバーに対する training を行った。代表団員は技術的な専門家ではあ

るが、国際的なネゴシエーションやクロスカルチャーの場で米国 position に対する支持を得ることに関する専門家ではないので、そういう面を強化するのが目的である。

C.1.7 カナダ

他の多くの国と違い、Codex contact point は Health Canada(HC)内にある。これは Codex が人の健康の関連した standards を作成しており、健康と栄養に関する食品の基準を作成するという HC の責務と一致するためである。

Circular Letter、working documents (WD)等を Rome から受け取ると、1) 部会毎に作成されている mailing list に送信、2) Canada Codex office の web にのせる。また同時に各部会の主席代表 (HoD) に転送する。

Codex の問題に対し、Canadian Position を作成するステップは次のとおり
1) WD を circulate し、ステークホルダーらのインプットを求める。
2) Country position (CP) の draft 作成
3) CP の Interdepartmental Committee on the Codex Alimentarius (IDC/Codex : IDC/Codex は HC, CFIA, International Trade Canada, Pest Management Regulatory Agency, Agriculture and Agri Food Canada, Industry Canada の上級幹部で構成される委員会で、議長は HC と CIFA が交代で務め、任期は総会から次の総会まで。副議長は Codex Contact Point が務める。) での承認取り付け
4) 適切な場合、CP を文書のコメントとしてローマの Codex 事務局へ提出

CP, CL への返答を draft し、仕上げるのは HoD の責任である。

HC, CFIA のそれぞれの省庁がコメントを作成し、HoD に提出。また他の NGO, 業界、消費者団体等もコメントを提出できるが、最終的にどのコメントをどの程度 CP に反映させるかは政府の判断である。

CP は Interdepartmental Committee on the Codex Alimentarius (IDC/Codex)において、HoD から提案され、review, endorse してもらう。CL に対する回答も理想的には IDC で review すべきであるが、現実には無理。各部会で議論され、また今後も議論が続き主な重要な問題について、上級管理職に予めレクしておくことにより、CL を IDC で review してもらえなくても、返答は可能。上記 3) と 4) の間で Office of Codex Contact Point for Canada (OCCP) は CL が過去の CP、カナダからのコメントと一致しているか、以前に議論された事項ではないか、他の場所 (OIE, IPPC 等) で議論した際のカナダの position と矛盾していないか、等のチェックを行う。テクニカルな面では文意を明確にするためのチェック及び文書内での矛盾点を除き、通常質問はしない。CL の場合は IDC/Codex での承認を割愛して、OCCP でのチェックを受けた後、Rome の Codex 事務局へ送られる。

IDC での議論では、特にめぞうな議題には、ここまで譲歩しても良いというところまで議論する。

HoD には、部会の議論の過程で妥協案が提案され、カナダがそれを受け入れられるなら、妥協できるよう、ある程度の flexibility が与えられている。

CPを作成する前にPublic meetingを開催するのは、CCFLとCACの前のみで、参加者は総じてあまり多くない。登録者があまりに少ない場合はキャンセルすることもありうる。

業界からの適切なinputを得るためにWDをメールで転送するだけでなく、適切な人に1)WDの受領確認、2)読んだことの確認、3)読んでなかつたら、実はここにこういうことが書いてあるけど、どう思うか?カナダにとって問題ないのか?という感じで聞く必要がある。CCMMPの準備時には、業界等からたくさんinputsがあつたし、アドバイザーとして業界代表もCCMMPにも参加している。

代表团員、主席代表、CLやWDにコメント出す職員に対するトレーニングを年1回、1~2日の日程で行っている。通常、Xmas、新年明けは静かなので、その時期にtraining(というよりもWorkshopに近い)を行う。内容は、主席代表が集合し、1日目はProcedure manualの主な変更、Committee間のcross-cuttingな問題を議論し、また各部会からのfeedbackを聞く。2日目はテーマを決め(たとえばどのようにコンセンサスに導くか)、参加者に議論し、reportをまとめてもらった。このような報告書は今後の職員のトレーニングに活用できると考えられる。

C.2 部会のホスト国になった理由

C.2.1 オランダ (CCFAC,CCPR)

大きな食品輸出国であり、世界の食品、食品工学分野の調査研究をリードしており、国際的な観点からホスト国に名乗りを上げたが、特にchemicalをやりたくて手を挙げ

たのではない

C.2.2 フランス (CCGP)

Codexの初期はEurope主流の時代で、特に何がしたいというわけで始めたのではないが、フランス外務省が手続き等を審議する部会をホストするのも良かろうと判断し、誘致した。

C.2.3 デンマーク (Animal Feeding Task Force)

世界の食品安全上のcrisisはanimal feeding(AF)由来が多い。AFの国際貿易は膨大であり、AFの国際規格、GHP等のルールを作ることは、世界にとって利益があり、故に作業を行うことは必要なので、世界の利益のためにホスト国を引き受けた。デンマークはAFの輸入国であり、DKの国の政策、優先順位とはあんまり関係ない。実用的に考え方に基づくものである。Codex事務局から非公式に打診され、MoAFのトップがよしやろうといって、鶴の一聲で決まった。

特に議長国をやるにあたり、こうしようという期待もなかったし、できあがりについては、満足とも不満とも思っていない。

C.2.4 オーストラリア

1991年にローマで開催されたFAO/WHO Conference on Food Standards, Chemicals in Food and Trade (in cooperation with GATT)はCACの仕事及び手順を見直し、また食品の国際貿易を妨げる輸出入コントロールにおける主な問題を議論する最初の国際会議であった。その会議における議題のなかで2つの議題

は輸出入コントロールに特化したものであった。それらは 1) 輸入の要件及び証明手続きの調和及び 2) 情報交換のための改善された手続きの確立であった。

これらの議題の議論において、この会議は CAC に対し輸出入問題を取り扱う部会を設立することを検討するよう求めた。また同会議は提案した新しい部会は基準ではなく、ガイドラインを作成するよう勧告することに合意した。

これをうけ、第 19 回 CAC 総会（1991 年 7 月）は新規部会の draft Terms of Reference を議論し、新部会は輸出入検査及び認証システムに関する事項を検討すること及びオーストラリアの新部会のホスト国になるという申し入れを受け入れることに合意したという歴史的経緯があるとのことであった。

C.2.5 ニュージーランド

CCMH は NZ にとって主たる関心事項であり、また科学的な経験、知識、専門性がある。昨年の総会で採択された新しい document は新しいリスク分析の概念を適用した国際的な食肉の安全性を確保するためのものである。この新しい概念に基づき必要な改正して、また休会した。

CCMH の今後の展開は現時点では不明であるが、ひとつの可能性としては OIE の食品安全のための農場レベルでの活動、OIE/Codex パートナーシップ、農場と公衆衛生のインターフェイスの分野で新しい作業が必要か、今後、OIE の作業の進捗状況を踏まえ、検討することになろう。幸い OIE の作業部会の議長は CCMH の議長でもあるので連携はとりやすいであろうが、

現時点ではどうなるかわからない。

一方、乳及び乳製品部会については、強力な乳業界、知識、専門性、歴史及び国際マーケットにおける強力なシェアを背景に、ニュージーランドにとって非常に関心のある部会であった。しかし CCMH と異なり、CCMMP の場合、Non food safety issues で合意するのが難しい（e.g. description, nutritional composition, labeling 等の TBT 問題）。品名の定義、食品に含まれるべきたんぱく質の量等で、国ごとに異なる見解をもっており、歴史的、経済的な背景がさらに問題を複雑にし、合意形成が非常に困難な状況になっている。現在古くなつた規格の見直しを行っている。NZ の規格を押し付けたり、決定に NZ の影響力を發揮しようというのではなく、Codex の目的に合った Codex 文書を作成するに当たり、NZ のリーダーシップを發揮したいと考えている。

C.2.6 アメリカ

食品衛生部会は Codex で最も大事な部会であるので、1964 年の発足と同時にホスト国になった。

しかし、議長はホスト国の意向のもとに動くのではなく、unbiased であるべきで、可能な限り科学ベースで、かつ透明性を維持しつつ、コンセンサスに導くようリードするのが重要な役目と認識している。コンセンサスに至る過程での問題点を特定し、どの国がどこに問題を抱えているかを把握し、問題がある国々を一緒に座らせ、交渉させて、合意に導く。米国 position を議長が押すわけではないが、事前に知っているので、やはり有利であると感じていると

のこと。

一方、CCVDRF は成長ホルモンの問題で EC と dispute があり、米国としてはどうしても欲しかった部会であり、総会でドイツと投票して、米国が勝った。プロセス Fruit & Vegetable は AMS が European standard (品質) を International standard にしたかったので始めた。基準が古くなり、6 年前に再開、その後も古くなった基準を改定し続けている

C.2.7 カナダ

1965 年から CCFL のホスト国。どういう経緯でホスト国を引き受けたのかについて正確な記録は残っていない。当時表示を担当していた政府内の部局は現存しない。その後は CFIA から議長を出している。CCFL は GM の表示、原産国表示等最も難しい問題を議論していると思われる。Science、消費者、業界のちょうど間であり、消費者と密接にかかわっている。消費者が選択できるように消費者に対する情報提供と一口にいっても、どれだけ消費者に情報提供を行うか、各国が独自の見解、裏に隠された問題が存在する。

GM 表示にしても、消費者は我々は知る権利があり、また知りたいというが、どこまで知らしめるかは、国によって見解が違う。したがってコンセンサスを見出すのは非常に難しい。

C.3 部会をホストする費用

C.3.1 オランダ

オランダは CCFAC, CCPR 各部会年間 150,000Euro で内訳はレセプション、バス、会場、通訳、翻訳及び印刷代であった。

C.3.2 フランス

フランスは CCGP1 回のセッションに翻訳、印刷等で 40,000EURO、しかし通常、会議場は財務省の国際会議場を使っているので、会場費、通訳、ブース等は無料である。もし払うとするとさらに 1 日当たり 40,000EUR となる。

C.3.4 オーストラリア

CCFICS 分だけで年間約 260,000 豪ドル。

C.3.5 ニュージーランド

部会のセッションごとにおよそ 25 万 NZ ドルの経費がかかり、主に報告書の翻訳、通訳費用である。これを考慮すると、会議は生産性があり、step は進まなければならない。今どきは、この規格案が気に食わないから何年も step 2 のまま、放置しておけという国は少なくなった。

年間の Codex 関連コストを全部あわせると数百万 NZ \$ と推定される。

C.3.6 アメリカ

参加者により会場の大きさ=会場借料が決まり、CCFH の参加者が 300 人で CCVDRF が中間、CCPFV は 100 人ぐらいで、CCFH で 300,000 \$ から CCPFV で 100,000 \$。翻訳、通訳、印刷、会場使用料が主な支出項目。人数が少なくて PAHO の大会議室等無償または格安の施設を借りたりできれば経費は削減できる。

部会は 3 回ごとに途上国で行うよう、Codex は要請している。CCFH はタイ、アルゼンチンで、CCVDRF はコスタリカで 1 度開催し、今回はメキシコで開催する。途

上国で行ったほうが費用面では安あがりとなる。

C.3.7 カナダ

現在 CCFL の plenary には 300 人ぐらい参加、そのほか小さな会議室がいくつが必要で、以前は政府の conference facility で十分だったが、現在は人数が増えすぎて、ホテルの会議室を使用しなければならなくなり費用がかさむ。職員の給与を除き 1 セッション当たり 200,000 CAN\$ (会場費、レセプション、翻訳、同時通訳、コピー代) で、これを HC と CFIA が 30%、Agriculture and Agri-food Canada と International Trade Canada が各 20% 分担している。

途上国で開催する場合、ロジ面で、距離、時間差、email での行き違い等フラストレーションはあるが、コスト面では安上がり (前回のマレーシアではマレーシア政府が会場、レセプション費用を負担)。他国がアプローチしてきたら、もう一度やってもいいと考えている。マレーシアの Codex Contact Point とは CCGP 等で定期的に会って、Face-to-Face である程度、信頼性があったのも大きい。

C.4 Codex standards の自国への適用

C.4.1 オランダ

Codex standards ができたから、自動的に EC legislation に反映されるわけではない。

Aflatoxin の MRL 等、EC のほうが厳しいものもある。これは基となる EC の GAP と世界の GAP が異なるため。しかし、Codex MRL と EU MRL の間の輸入品については、リスクベースで判断し、すべて

を reject しているわけではない。

C.4.2 デンマーク

SPS 協定が施行される以前は、どうしても Codex 規格で妥協できなかつたら、どうぞお好きに、どうせデンマークや EU はより厳しい基準つくりますからという雰囲気があり、Codex 基準を respect する必要なかつたが、SPS で Codex 規格が国際規格と benchmark された以降、Codex 規格から逸脱するためには、科学的な裏付け必要となつた。デンマークの基準は EC の基準と同じである。一般国民の Codex に対する関心はあまり高くない。これは、EC で決まつたことはデンマークの法規制になるので、Codex の動向よりも EC の規制のそれに興味があるためと考えられる。

C.4.3 フランス

Codex 規格の EC legislation への取り込みはケースバイケースである。

C.4.4 オーストラリア

基本的には Codex にハーモナイズするが、Codex がどう基準を作成したかを知るために、Codex による基準作成に参加することが大切である。

Codex 基準から外れる場合には WTO に challenge されても正当化できるよう、Risk Assessment に基づき基準設定を行う。基準値の違いは摂取量およびパターンの違いによると思われる。

C.4.5 ニュージーランド

WTO /SPS 協定に従う。ほとんどの Codex 基準等を適用しているが、すべての

基準、ガイドラインを適用しているわけではない。

新しい規格は作成される場合には、Codex 規格が存在するかをチェックし、存在する場合には、既存の Codex 規格が議論の出発点になる。なお、輸入食品の場合は、厳しいニュージーランド国内の MRL に違反していても、Codex の MRL を満たしていれば、輸入が認められるという double standards が存在する。

現在、主な貿易問題は Codex 規格が存在しない場合に発生することが多いと考えている。

C.4.6 米国

1996年に成立した食品中の農薬基準に関する法律であるThe Food Quality Protection Act of 1996 (FQPA)は、EPAに対し、新たな基準を策定する場合には、Codex基準を検討することを求めている。しかし、米国の規格基準が存在するものについて、Codex規格に適合させようという感覚は感じられなかった。

C.4.7 カナダ

Policy requirement として、新しい法及び規制を作る際には、Codex standards があれば、考慮しなければならないとされている。ただ、国際基準がカナダの ALOP を達成しているのかを検討し、達成していない場合は別の基準が必要という考え方である。また食品の摂取パターンも考慮しなければならない。(たとえば米国とカナダの間でも違う)。

C.5 Codex Trust Fund に対する考え方

方

調査した国の中、Trust Fund に拠出していた国はオーストラリア、カナダ、ニュージーランド、オランダ、米国であったが、拠出した国でも、態度には微妙な温度差が感じられた。現在の Trust Fund のシステムには対する問題点として次のようなことが複数の国から指摘された。

- 途上国が参加すべき正しい部会を選択していくのではないか、その国の事情、Trust Fund を活用したい目的に合わせ、WHO Trust Fund 事務局が正しい選択をなしているかをチェックし、なされていない場合にはより適切な部会を選択できるよう示唆をするようなシステムが望ましいのではないか
- 適正な人が参加していない（実務的かつ技術的な知識があり、Codex に関するトレーニングを受けている人であるべき）、
- 出席者に連続性がない
- Codex の部会、総会に参加して学んだ経験を国内で share/feedback するシステムがない。
- 原稿の財務状況は Trust Fund ではなく、先進国から資金を集めて配っているだけ、持続性に問題があるのではないか？
- 参加者へのトレーニングが十分ではない。
- Trust Fund の management の問題として、Codex 総会に対し、Trust Fund の事務局から適切な報告がされていない。Trust Fund により CAC や部会に参加した国の Codex 及び食

品安全システムに対する具体的にどのような利益、良い影響がもたらされたかを説明できるような資料が欲しい。そのためには、享受国が参加報告を WHO の fund 事務局に報告する際、もっと内容を深めさせるべき。

- fund により参加する国も部会等に出席するだけでは意味がない。十分に準備し、written メモを提出し、国内準備及び会議中の process を学ぶ、intervention をすることが大事である。そのためには自国にとって関心のある事項及び部会等で問題になっている事項を過去の部会報告等からよく理解しなければならない。
- 参加希望国が自国の公衆衛生、貿易の両面から何がプライオリティなのか、どの部会のどの議論が大事なのか、見極められるようなトレーニングが必要。
- 例えば CCFICS に Trust fund により参加した国はほとんど貢献することができなかつたという。ただ、参加するだけでなく、地域ごとの 1day セミナー等のほうが効果的かもしれない。

Trust Fund とは異なるが、途上国での Codex への参画を強化する試みとして、部会を途上国で開催し、途上国の代表者に co-chair をさせる例が増えてきたが、ある議長は co-chair だけでは経験はあまり育たないので、ひとつの議題について、working document の draft、WG の議長、部会の議長と 3~4 年間責任をもってやらせたほうが勉強にはなると述べてい

た。

C.6 National Codex website

調査した国の中で、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ及びカナダの Codex office は national Codex office の website を立ち上げ、Codex の Working documents の配布、コメント募集、準備会合及び報告会等の開催告知及び登録、ステークホルダーに対して Codex 全体に関する理解を深めてもらうため等に積極的に活用されていた。

C.7 FAO&WHO への支援

C.7.1 オランダ

出向者は WHO へ前の CCPR の議長も務めた Wim van Eck 氏が Codex evaluation の実施、その Recommendations の実施、Codex Trust fund の立ち上げのために 2.5 年間 P6 で出向した。

また前の CCFH の主席代表であった Dr. Jaap Jensen が Small HACCP、微生物リスクアセスメント及びそのリスク管理への応用の分野で 2005 年 7 月から WHO へ P5 で出向中である。

FAO の Food Safety Capacity building の group に 3 年、今も一人 3 年計画で出向中。OIE にも MoH と MoA から 1 人ずつ、出向中、さらに FAO に AI 制圧のため 1 人が出向中である。この問題は単一国ではなく、地域全体の問題であるため、multi で支援すべきであり、FAO を通じての調整が必要だし、効果的と判断し、そこへ出向させた。

出向はオランダ政府が必要と考えているプロジェクトを実施するうえで便利な tool

であり、また国際機関との関係強化にもつながる。ただ、プロジェクトを遂行するには、持参金が必要である。

基本的に MoAF のほうが FAO への出向者が多いし、長い歴史がある。

そのほか EC DGSANCO への出向者、ワシントン DC, パリ、ブラッセル及びジュネーブの大蔵省に MoH のアタッシュが勤務している。

また RIVM (オランダ国立公衆衛生及び環境研究所) は、WHO の水道及び食品安全の協力センターである。

C.7.2 フランス

FAO へ Global Forum 2 の準備のために 1 人出向させた (2 年間)

また 1 人を Codex 事務局へ (2 年経過後今は FAO の Capacity building の group へ移動)。

Global Forum 1 及び 2 へは最大の財政的な支援を行った。

C.7.3 デンマーク

WHO の Global Salm-Solv の立ち上げのため、1 年間出向者させた。現在は GSS の WHO 協力センターとして年間 2 million DK クローネを拠出している。

C.7.4 オーストラリア

FAO に関しては、過去に IPPC 関連で出向者はいたが、Codex 及び食品安全分野ではいない。

WHO への出向者は半年程度が数名いた。通常長くて半年で、特定の project に絞って出向させる。

1999 年の Conference on International

Food Trade Beyond 2000: Science-Based Decisions, Harmonization, Equivalence and Mutual Recognition (メルボルン) はビクトリア州が貢献、2005 年の WHO の working group consultation on critically important antibacterial agents for human medicine for risk management strategies of non-human use の開催を支援した。

C.7.5 ニュージーランド

出向者はいないが、ニュージーランドの Codex manager である Raj 氏が Codex(FAO) に短期専門家として draft Codex strategy 作成に参画した。

また、FAO (特にサモアの事務所) また WHO と通じ、Codex 関連の Capacity Building を実施してきた。(2 年間で 200 万 NZD)

C.7.6 米国

WHO へは Same Page (IPCS)、Kaye Wachsmath、Margot Miller (FOS)、Chris Tailor (IPCS)、Allan Hogue (FOS) 等が WHO へ、また Barbara M McNiffらが FAO へ出向した。FSIS/FDA とも ケースバイケースで、FAO/WHO からのリクエストにより、適切な知識を持った人が数年間 commitment して、いけるか、リソースの問題である。

出向の最終判断は FDA では HHS の次官補レベル、FSIS の場合でも USDA の次官補レベルで下される。出向者は FAO/WHO の業務遂行に positiveな impact があるので、米国はリソースがある限り、支援し続けるとのこと。

C.7.7 カナダ

HC からは Dr. Andria Ellice が WHO の ZFK (食品媒介疾患のサーバイランス担当) が 3 年間出向したのみである。Benefit があるのは理解できるが、それを財政部局に定量的に説明できない。それよりも途上国へ対する Codex Training に講師派遣をする対費用効果は大きい。

C.7.8 Codex への secondments

フランスは原則 APO 1 人、現在、米国から APO 1 人、韓国 KFDA から APO が 2 期、6 年出向した後、現在は P3 に格上げで出向継続中。米国 FSIS が consultant without compensate で 11 ヶ月、Codex の文書をアラビア語と中国語に翻訳するプロジェクトのため出向していた。日本からは農林水産省から P4、厚生労働省から WHO 経由で P5 のスタッフが Codex 事務局員として出向してきている。

受け入れる側として、有能な人材は大歓迎。しかし APO の 2 年間のうち、1 年目は教育、2 年目でやって仕事できるようになつたら、母国へ帰つて行く。

長期でシニアのテクニカルなベースが理解できる人が 3 ~ 4 年出向してくれると助かるとのこと。

C.7.9 WHO

出向者は日本からは現在 Codex 事務局へ、オランダからは 2004 年 6 月から (Dr.Jaap Jansen) が生物、小規模施設の HACCP、微生物リスク評価・リスク管理担当で 1 名 (P5)、韓国からは 2004 年 4 月から 2 年間、化学物質担当(Dr. Yoon)P5 が 1 名、米国から 2005 年 7 月から Provision of Scientific Advice 担当で 1 名出向してきている。

Extra Budgetary Fund

2004~2005 年、英國 Department of International Development (DFID)からの 800,000~900,000USD の Extra Budgetary Fund(任意拠出金 ; EBF)が Food Safety Department へ拠出されていた。しかし、このうち、300,000 ドルは 6 つの地域事務局、250,000 ドルが結果的には Codex へ (Codex への WHO の contribution は regular budget(RB)でなければならぬが、現在 FOS にはこれを賄う RB がないため、これを RB に一度移し、支払っている)、100,000 ドルを中国の食品安全支援 (0.5 人を FOS から派遣) へ使うと、WHO 本部の食品安全部の残りは 300,000 ドル弱である。

一方 Ireland の Food Safety Authority of Ireland から earmark なしで 130,000 ドルの EB が、韓国政府はたまに出向者の出張費を負担し、日本政府は出向者のローマージュネーブ間の旅費および Codex 事務局員としての旅費の一部を負担している。

また、スペイン政府から INFOSAN のために 700,000USD が EBF として拠出されている。

2005~6 年の RB300 万ドルのうち、180 万ドルが人件費、120 万ドルが Codex への負担金として支払われた。Codex trust fund へ 300 万ドルの拠出があったが、そこから事務局人件費をしている現状。Codex Trust fund も含めて計算すると、十分な予算が確保されているようだが、実情は逼迫しているとのこと。

現在のレベルの Scientific Advice を維持するため、Scientific Advice への安定的な資金確保のため、Trust Fund for Scientific Advice の設置を検討中のこと

であった。

C.8 今後の Codex の課題

いくつかの国で共通にあがった課題は次のようなものである。

- Codex review の勧告事項の早期実施と現在はまだ開始したばかりだが、数年後に実施状況の見直し
- Codex の効率性の向上、Codex 内での政策判断のスピードアップを上げることが重要
- 原産国表示等 長年、Codex として解決できないでいる問題をどのように解決すべきか。親組織(FAO/WHO)が leadership を示すのが良いのか、Codex 事務局が良いのか、または加盟国のなかで、知恵を出しるのが良いのか
- Step 8 で、Committee レベルで議論したことをもう一度持ち出し、反対する国がいる。CAC の議長が substantial issues を判断すれば、step 5 に差し戻しになってしまふ。この無駄を避けるため、discipline が必要。また新たな科学的知見無しに、同じことを何度も繰りかえし主張することを遮れるような議長の権威も明記すべき。

すでに Codex review の勧告の一部が実施されているが、その中で複数の国から期待感が示されたのは次の事項であった。

- CAC と執行理事会による各部会の適時性、作業の進行状況のチェックを行う standard management role、Critical review process に期待

- 新規作業を CAC からの承認をもう際に作成する Project documents は、部会が新規作業の優先順位、部会の目的、役割との整合性を検討する上で便利な tool になりうるので期待する

E. 結論

E. 1 国内 Codex 委員会の強化

今回調査した国々で行われているすべてのステークホルダーが関与した、よりオープンで、透明性をもった日本の position paper 作成が必要か、またどのようにしたら実際にできるのかを検討する必要がある。

E. 2 日本の National Codex Committee の web site の立ち上げ

日本の National Codex Committee の website を作成し、コメント公募、日本の country position の公開、代表団としての戦果、Codex とはどのような組織で、各立場の関係者がどのように関連性があるのか、どうしたらもっと効果的に参画できるのかといった教育的な資料を掲載するべきであろう。

E. 3 日本の Codex に対する strategic objective の作成

今回調査したオーストラリア、ニュージーランド等のように日本が Codex を通じて達成したい目標、その理由、それを達成するための戦略、strategic objective を実施する計画をすべての関係者が議論し、まとめ、公表し、さらに定期的に見直すべきである。

E. 4 同盟国との協調関係の構築

日本の存在感を高め、主張を通すために

は米、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドの QUADO 並びに EC のような同盟関係の構築、共通 position の作成が必要である。また、QUADO による Pacific 地域の途上国、EU 内における新規加盟国及び加盟希望国に対する国内 Codex 委員会への技術支援のような、血道な支援活動を通じ、途上国からの支持を得られるようにする必要があろう。まず、目的、関心は異なるかもしだれないが、アジア地域で共通の関心事項がある国を探し、協調関係の樹立、さらに QUADO, EC との連携を模索するべきであろう。

アジアの national Codex contact point を一同に招聘し、意見交換、パネル discussion、あるいは Codex Training package を使ってアジア地域での講習会を開催する等すると、日本も Codex に積極的に関与しようとしている印象を与えるかもしだれない。

E.5 国内 Codex training の実施

Codex 出席者に対する適切なトレーニング、各部会の主席代表が一同に会しての workshop 等が必要であろう。教材としては FAO/WHO が作成した “Enhancing participation in Codex activities”
http://www.fao.org/documents/show_cdr.asp?url_file=/docrep/008/y5884e/y5884e00.htm を使えるであろう。

また、新たな科学的な知見等なしに、Codex では過去に議論したことを再度議論することはないので、出席者の継続性の確保が重要である。

E. 6 Codex 規格の自国の規格へ取り込み

Codex 規格を自国の規格へ取り込むことに関しては、Codex 規格があれば、それを

考慮することが要件になっている国もあつたが、新しい規格を作成する際の基本的な考え方は、1) Codex 規格の有無はチェック、2) あれば検討する、3) しかし SPS 協定の範囲内で、自国のリスク評価を行い、科学的に基準を設定するというところがボトムラインと感じられた。ただ、ニュージーランドのように、国内製品と Codex 規格に基づく輸入品用の 2 つの基準が存在し、輸入品については、厳しい国内規格は適合していないくとも、Codex 基準を満たしていれば輸入、販売できるという制度の国もあった。Codex 基準と自国の基準との差が生じる原因としては、安全性評価の違い(ADI)、農薬の使用方法等 GAP の違い、食品の摂取量及びパターンの違い等が指摘されていたが、これは科学的には妥当な意見と考えられた。

E. 7 WHO, FAO, Codex への出向

米国のように、WHO, FAO, Codex からの依頼に基づき、特定の project のために即戦力を出向させるのと、日本のように、経験、勉強、人脈造りも兼ねた出向では趣が異なるが、日本の戦略を評価する声もあった。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

豊福 肇 Codex Information 第 37 回
食品衛生部会、食品衛生研究, 55 (2005),
25-32

2. 学会発表

- ①窪田邦宏、豊福肇、酒井真由美、鈴木穂高、春日文子、森川馨
「食品安全情報」 一 海外における食品微生物情報の動向
第 140 回日本獣医学会学術集会、鹿児島市、
2005 年 9 月
- ②豊福 肇
CODEX における食品安全規格と国際的動向
第 24 回 日本食品微生物学会学術セミナー、
広島市、2005 年 9 月
- ③豊福 肇
コーデックス及び世界の動向
国立保健医療科学院 平成 17 年度特別課程食品衛生管理コース
2006 年 2 月

H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

別紙1 事前質問票 (NZの場合、内容は各国とも同じもの)

National Strategies of Food Safety: Draft questionnaires for countries

1. Codex

- National Strategy for the participation in the Codex
- In addition to the objectives articulated in the Codex manual, are there any specific objectives which New Zealand Government wants to achieve?
- Backgrounds and reasons of undertaking the chair country of the CCMM&CCMH
- Financial resources for the Codex activities (including the running cost of the CCMM&CCMH)
- Discussion whether contributing to the Codex Trust Fund
- Policy regarding the adoption of Codex Standards, Guidelines and any other texts into New Zealand Food Safety laws and regulations,
- Are there many differences between Codex standards and national standards? If yes, how are you going to harmonize the standards?

2. Support of the FAO/WHO Food Standard Programme

Are (Were) there any secondment staffs in either FAO/ WHO?

If yes, when and how long, and how many staffs? What are purposes of sending seconment staffs to FAO/WHO, and expected outcomes?

3. Capacity building in the area of Food Safety through FAO/WHO or other international organizations, or through the national bilateral cooperation agency

- Has the New Zealand government been involved in the capacity building of the food safety in developing countries?
- If yes, what specific area, how (mechanism), and what are the objectives, Annual budget?
- Are there any national policies for the international collaboration in the area of food safety capacity building in the developing countries?

分 担 研 究 報 告 書

3. 食品テロ対策に係る情報の収集と対策に関する研究

分担研究者 里 村 一 成

食品テロ対策に係る情報の収集と対策に関する研究

分担研究者 里村 一成 (京都大学医学部公衆衛生学教室 助教授)

研究要旨

海外における食品テロに関する対応を聞き取り調査し、その現状を把握するとともに、日本における対応について検討した。食品テロに関する対応はアメリカにおいては、9.11以降進んでいるおり、予算も多くかけられていた。その一方ヨーロッパにおいては、アメリカと比較して起こる可能性を低く見積もっており、その対応は、食中毒とほぼ同じであった。

A. 研究目的

9.11 の同時多発テロ以来アメリカにおいては様々なテロ対策が取られるようになってきた。食品については輸入を含めての対策が取られている。しかしながら、日本においてはテロに対する認識が薄くあまり積極的な対応が取られていない。そこでアメリカ、欧州の対応を調べ日本に必要な対策について検討した。

B. 研究方法

アメリカ及び欧州において聞き取りを実施した。また、インターネット等により情報の収集に努めた。

C. 研究結果

1. CDC の主催する Public Health and Law においてテロ関係の法律と公衆衛生の関係について情報を収集した。テロ対策を前面には出していないものの基本的にはテロ対策を念頭に置いて法を運用していくことが了解されていた。また、症状収集や売薬の売り上げがチェックされており、異常な増加を見た場合原因究明を行うシステムが運用に入っていた。しかしながら、その成果についてはまだ十分検討されていない。
2. FPA(Food Product association) テロ対策の一環としてトレーサビリティ把握の強化を行っている。いわゆる One step back, One

step forward を明確にしている。更にテロ以降はパッケージングについても注意しており、少しでも破損がある場合、以前は中の商品が問題なければ販売していが、現在では廃棄するというように変化してきているとのことであった。また、CAVER+Shock を用いての企業の脆弱性評価も行っているが。この評価が大企業向けであるので中小企業に対しては方法も考案しつつある。法整備に関してはガイドラインを制作し各企業にわかりやすいようにしている。

3. CSCI (Center for strategic and international studies) Dr.Lawrenceno の書いた論文(ミルクにボツリヌス毒素を入れるというバイオテロに関する論文)が公表され他事実を集めたものであるが、あまりに詳細で、そのままテロの教科書になりうるとの理由で国が出版を差し止める事態が起こっていることが、学問の自由との関係で問題になっていることが示された。また、ATLANTIC STORM という点店頭によるテロに関する机上訓練が行われたことについての情報を得た。
4. Dr.Barbish 軍の公衆衛生担当者。Surge Capacity (テロ等による急激な患者の像毛への対応策) について研究が進められているとの情報を得た。特に臨時の野戦病院のようなものは既存の建物を使うべき等がわかって